

## 11月は「児童虐待防 止推進月間」

児童課 ☎ 66・1108

児童虐待の相談件数は昨年度全国で5万9千件ありました。国では児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、社会全体で子どもを守る啓発運動が全国で展開されています。人々の見守りと支援が児童虐待防止の力となります。

子どもを虐待から守る5か条  
①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通報)してください  
②「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)  
③ひとり抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)  
④親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)  
⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

連絡先：家庭児童相談室  
☎ 66・1213  
児童相談所  
☎ 0532・546465

## 秋の火災予防運動 11月9日～15日

消防本部予防課 ☎ 68・0937

「消すまでは 出ない行かない 離れない」  
(24年度全国統一防火標語)

秋は空気が乾燥し、風も強く火災の多い季節です。火災はちよつとした気のゆるみ、不注意から発生します。火の取り扱いには十分注意しましょう。

### ◆住宅防火 いのちを守る

- 7つのポイント
- 3つの習慣
- 寝たばこは絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

### ◆住宅用火災警報器の設置について

設置の義務化から3年が経過しました。警報器を設置したことにより被害を最小限にとどめた事例も少なくありません。寝室、階段などには住宅用火災警報器を設置しましょう。詳しくは、消防本部予防課へ。

### 「長寿荘」ふれあい入浴

長寿課 ☎ 66・1105

ふれあい入浴の利用者の増加に伴い、12月は毎週水曜日のふれあい入浴の日以外にも実施します。

- とき
- 通常日 12月5日～26日 毎週水曜日
- 増加日 12月3日～17日 毎週月曜日
- ところ 老人福祉センター(寿楽荘)
- 利用料 無料
- 対象 蒲郡市、豊川市在住の60歳以上の個人利用者
- 問合先 寿楽荘  
☎ 59・7411

## 使ってお得な「はぐみんカード」

18歳未満のお子さんがある家庭および妊娠中の方が、協賛店舗(はぐみん優待ショップ)などで「はぐみんカード」を提示すると、店舗が独自に設定するさまざまなサービスを受けます。

カードを持っていない方は、児童課で発行します。妊娠中の方は、母子手帳、そのほかの方は、身分証明できるものを持参ください。(妊娠中の方には、母子手帳交付時などにお渡しします。)

### ★協賛店募集中



はぐみんカード

地域全体で支えよう

子育て家庭



このフラッグが目印です。

## 外出先では「赤ちゃんの駅」

お子さん連れの方が外出中に、授乳やおむつ替えなどのために立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅」。9月末現在、市内の34施設で利用できます。

※利用できる施設など、詳細は市ホームページをご覧ください。

児童課 ☎ 66・1108